

これまでの補助金制度が変わります！

町会会館建設費等補助金

町会合併や複数町会での共同運営により、不要となった会館の解体に補助金を交付します。

◆ 補助率

1 / 2

◆ 限度額

1,000万円まで

◆ これまで

メニュー	補助率	限度額
新築	1/2	1,000万円
買収		
改築		
増築		
増改築		



◆ これから

メニュー	補助率	限度額
新築	1/2	1,000万円
買収		
改築		
増築		
増改築		
解体		

● 申込方法

例年8月を目途に市が案内している工事に関する計画を提出していただき、要件を満たしている場合、翌年の工事実施となります。

ただし、令和5年度に限り、事前に市へ相談していただき、内容を確認後、補助申請書の提出となります。

お問合せ 市民部市民・男女共同参画課 町会担当 ☎21-3139